

工事請負契約約款等の一部改正について

◇平成22年7月26日付けで、建設業における契約・取引の対等性の確保・明確化、契約履行体制の合理化等を図る観点から、公共工事標準請負契約約款が改正されたことに伴い、東京都においても工事請負契約約款等の一部を改正します。

施行日：平成24年4月1日 適用：施行日以降に公告・公表する案件

契約当事者間の対等性の確保

「甲」及び「乙」の略称表記並びに「請負者」の呼称の見直し

【趣旨】

・発注者を「甲」、受注者を「乙」と呼称していますが、発注者が受注者に優位するとの印象を与えているおそれがあるため、「甲」及び「乙」の略称表記並びに「請負者」の呼称を見直します。

【改正の概要】

「甲」及び「乙」の略称表記並びに「請負者」の呼称を廃止し、「甲」を「発注者」に、「乙」及び「請負者」を「受注者」に改めます。

◎工事請負契約約款のほか、物品、委託等の契約約款についても同様に見直します。
また、関係規程等も順次見直していきます。

工期延長に伴う増加費用の負担

【趣旨】

・受発注者間の対等性を確保する観点から、発注者に工期延長の帰責事由がある場合（例えば、監督員が立会いや見本検査に応じず工期延長に及ぶ場合）は、必要な費用の発注者負担を明確化します。（工事請負契約約款第20条関係）

【改正の概要】

・発注者に帰責事由がある場合の工期延長については、発注者が契約金額を変更すること及び受注者の損害に対する費用を負担することとする規定を新設します。

施工体制の合理化

現場代理人の常駐義務緩和

【趣旨】

・通信手段が発達した現在においては、工事期間全般について、現場代理人が工事現場に常駐しなくても、円滑な工事の遂行が可能な場合があるため、一定の要件のもとに、常駐義務を緩和します。（工事請負契約約款第9条関係）

【改正の概要】

・現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保される場合については、常駐を要しないこととする規定を新設します。

◇工事現場における現場代理人の常駐を要しないこととすることができる場合◇

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 契約約款第19条(工事の中止)の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

その他

「増員の技術者」の配置等

【趣旨】

・品質確保の観点から、低入札価格調査を経て落札した場合に配置を義務付けている「増員の技術者」について通知義務等を規定します。（工事請負契約約款第54条関係）

【改正の概要】

・受注者は当該案件における監理技術者等と同等の資格要件を満たす技術者を「増員の技術者」として専任配置し、発注者へ氏名等を通知することとします。